

# インターネット取引取扱規程

## 第1条（規程の趣旨）

この規程は、お客様がユナイテッドワールド証券株式会社（以下「当社」といいます。）のインターネット経由での取引（以下「本サービス」といいます。）を利用するうえで、当社が取扱う商品の取引の注文（以下「取引注文」といいます。）に関する取り決め（以下「本規程」といいます。）を明確にすることを目的とするものです。

## 第2条（サービスの範囲）

当社は本サービスにおいて、取引注文の執行をお客様から受託します。

## 第3条（サービスの利用、取引開始基準）

お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記載のうえお申込になり、かつ、当社がそれを承諾した場合に限り、本規程にもとづいて本サービスを利用できます。

2. お客様は口座開設に当たって、一顧客1メールアドレスを当社に登録するものとし、夫婦・家族間であっても、特別な理由が無い限り、別々の物を利用するものとします。

3. 当社は、お客様の取引開始に当たって、お客様が満20歳以上であること、日本国内に居住していること、自分でパソコンの操作ができることを基本条件とし、口座開設申込書兼インターネット取引申込書ならびに約款・規程集に同意することを取引開始基準とします。

4. 本サービスを利用する取引は、当社が発行した、お客様固有の口座番号、ログインパスワード、取引パスワードが一致した場合にのみ行うことができます。また、当社は、お客様固有の口座番号、ログインパスワード、取引パスワードの発行を、現地取次証券会社へ委託することがあります。

## 第4条（取引口座の取扱）

お客様が、本サービスの口座開設以降も、当社が本サービスで提供する商品以外の商品の取引を行なうために、普通口座を引続き維持する場合は、次に掲げるお取引が出来ないことに留意下さい。

- ① 本サービスの口座と普通口座間での、金銭または有価証券または手数料などの移動もしくは相互に充当する取引
- ② 本サービスのお取引による受払代金の振込先に、普通取引口座を指定する取引、もしくは、普通口座のお取引による受払代金の振込先を本サービスの口座とする取引
- ③ その他、当社規程に違反または口座混同に類似する取引

## 第5条（法令等の遵守）

本サービスの利用にあたって、お客様ならびに当社は、法令ならびに日本証券業協会および金融商品取引所等の諸規則（以下「法令等といいます。」）を遵守するものとします。

## 第6条（取引の名義）

本サービスの利用にあたって、お客様は真正の住所、氏名を使用するものとします

- ① 住所、氏名は本人確認書類に記載のものと同一のものを使用するものとします。
- ② 気付、様方は使用しないものとします。
- ③ 売却代金の出金の際の銀行等の口座名義も同様とします。なお、当社はあらかじめお客様からお届けを受けた、ご本人名義の銀行等の口座以外への振込は行わないものとします。

2. お客様は住所、氏名の変更に際しては、遅滞なく当社所定の手続を行うものとします。

## 第7条（保管振替制度の利用）

お客様からお預かりする株券は、すべて保管振替制度による保護預りとします。保管振替機構に届ける住所、および印影は当社にお届けの住所、印鑑と同一であるものとします。

## 第8条（取引制度の利用）

お客様はすべて「ユナイテッドワールド証券取引約款」に基づく取引を利用するものとします。

## 第9条（利用時間）

お客様が本サービスを利用できる時間は、当社が定めるものとします。

2. システム等の障害、補修等によって、当社は予告なくサービスの一部または全部の提供を一時停止または中止することがあります。

## 第10条（取引の種類）

お客様が本サービスを利用して取引注文を行える商品および取引の種類は、当社が定めるものとします。

## 第11条（取引手数料）

お客様が本サービスを利用して取引注文を行い、約定した場合、当社は所定の取引手数料を申し受けます。

2. 本サービスでの取引手数料は、当社が定めるものとします。

## 第12条（取扱銘柄）

お客様が本サービスを利用して取引注文を行える銘柄は、当社が定める銘柄とします。ただし、金融商品取引所等による売買規制等によって当社が定める銘柄は変更されることがあります。

### **第 13 条（完全前受制）**

お客様は買付余力の範囲内で買注文を出すことができます。買付余力とは、ご注文いただく日において、お客様の口座の金銭残高から未約定の買注文の正味代金を差し引いた額です。

2. お客様の口座において買付余力の範囲以上の買注文を出すためには、不足する金額を発注に先立ち口座に入金いただくものとします。なお、現金の口座への入金は、当社がこれを受領し、所定の手続きを終了した時点とします。

3. お客様は、売注文を出すに先立ち、あらかじめ売付け株券を当社に預託するものとします。なお、株券の預託は、当社がこれを受領し、所定の手続きを終了した時点とします。

### **第 14 条（入金および出金）**

お客様が口座へ金銭を預け入れる場合は、当社が指定する銀行口座へ振込みにより行うものに限るものとし、当社は、お客様からのご入金を確認した後、当社が入金日に提示する TTS により現地取引市場における決済通貨に換算し口座に反映させるとともに、相当額を信託保全するものとします。

2. お客様の口座からの出金は、あらかじめお届けいただいた銀行等の金融機関への振込によるものとします。なお、当社は出金について、当社所定の方法で当社所定の時限に、お客様から依頼のあったもののみを受けるとします。

### **第 15 条（入庫および出庫）**

お客様の口座への株券等の入庫は、原則として当社の指定する保管機関を利用した証券会社間の一般振替によるものとします、（他証券会社から当社への振替）

2. お客様の口座からの株券等の出庫は、原則として当社の指定する保管機関を利用した証券会社間の一般振替によるものとします。（当社から他証券会社への振替）

### **第 16 条（数量の範囲）**

お客様が本サービスを利用して売付の取引注文を行える数量は、保護預り約款または当該売付を行う商品の約款および約諾書等にもとづき当社がお客様からお預りまたは保管している数量の範囲内とします。

2. お客様が本サービスを利用して買付の取引注文を行える数量または金額は当社が定める範囲内とし、この金額の計算は、当社の定める方法によって行います。

### 第 17 条 (有効期限)

お客様が本サービスを利用した取引注文の有効期限は、お客様の指示により、商品毎に定める期間とします。

### 第 18 条 (取消・変更)

お客様が本サービスを利用した注文の取消は、当社が定める商品・時間内に限り、お客様が本サービスを利用することにより行えます。ただし、既に約定している場合はこの限りではありません。

2. お客様が本サービスを利用した取引注文の価格の変更を行う場合は、当社が定める商品・時間内に限り、お客様が本サービスを利用することにより行えます。ただし、既に約定している場合はこの限りではありません。

3. お客様が本サービスを利用した取引注文の数量の変更を行う場合は、当社が定める商品・時間内に限り、お客様が本サービスを利用することにより行えます。ただし、数量を増量する場合は、変更しようとする取引注文の取消を行い、取消の完了を確認した後、新たに変更後の取引注文を行うか、または元の取引注文は変更せず、新たに増量分の取引注文を行うこととします。なお、既に約定している場合はこの限りではありません。

### 第 19 条 (注文の受付)

当社は、インサイダー取引等法令等に違反する注文は受託しません。

2. 空売り注文は一切受託しません。

3. お客様が本サービスを利用して行う取引注文は、お客様が注文内容の入力後、さらに確認後の入力をされ、その入力内容を当社が受信した時点で注文の受付とさせていただきます。

### 第 20 条 (執行)

当社は、お客様が本サービスを利用して行った取引注文は、法令諸規則および各商品の約款等に従いお客様が注文を行ったとき以降、最初に可能になるときに執行します。

2. 当社は、取引注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、お客様に通知することなくその執行をいたしません。なお、取引注文を執行しないことにより生じたお客様の損害については、当社は一切その責を追わないものとします。

- ① お客様が委託された取引注文の内容が、第 9 条、第 10 条、第 12 条に定める事項のいずれかに反している場合
- ② お客様の本サービス口座が不足する場合
- ③ お客様の取引注文が、公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断する場合

- ④ お客様の取引注文が、取引値幅制限外である場合
- ⑤ その他、当社が取引の健全性等に照らし、不相当と判断する場合

#### **第 21 条（取引内容の確認）**

本サービスの利用にかかる注文内容について、お客様と当社の間で疑義が生じた場合は、お客様が本サービスを利用した時のデータの記録内容をもって処理させていただきます。

#### **第 22 条（注文・約定の照会）**

お客様が本サービスを利用した取引注文・約定の内容は、本サービスにより、照会することができます。

#### **第 23 条（システムの障害）**

お客様は、システムの障害、通信回線の混雑等によって本サービスが利用できないときは、当社の判断で電話・FAX により利用いただくものとします。

#### **第 24 条（免責事項）**

当社は、次に掲げる事項により生ずるお客様の損害については、その責を負わないものとします。

- ① 本サービスの利用に関し、お客様のログインパスワード、取引パスワードをお客様自身が入力したか否かにかかわらず、あらかじめ当社に届出られているものとの一致を当社が確認して行った取引。
- ② 通信回線、通信機器およびコンピューターシステム機器の障害による、情報伝達の遅延、不能、誤作動など。
- ③ 本サービスで受ける情報の誤謬、停滞、省略および中断ならびにシステム障害等（当社のシステムがダウンした場合（お客様の注文の前に発生したか後に発生したかを問いません。）等を含む）により生じた損害につき、当社の故意または重大な過失に起因するものでないもの。
- ④ 本規程第 20 条 2 項による取引。
- ⑤ その理由の如何を問わず、お客様のログインパスワード、取引パスワード、取引情報などが漏洩し、盗用されたことによるもの。
- ⑥ 本サービスの利用に関し、お客様による本サービスの内容またはその利用方法について誤解または理解不足によるもの。
- ⑦ 本規程第 28 条に違反したことによるもの。

2. 当社及びその他当社が情報提供を受ける会社等が提供する情報の内容について、その正確性、信頼性を維持するために万全を期しておりますが、それを保証するものではありません。万一、この情報を利用することによって損失、損害等が発生した場合でも、一切

その責任を負うものではありません。

#### **第 25 条 (利用料、手数料)**

本サービスの利用料は当社が別途定める金額とし、利用料、手数料と消費税を合わせ当社が別途定める方法で当社に入金していただきます。

2. 当社はおお客様の取引状況に応じて、利用料を免除することができます。
3. 上記 1 項に定める利用料、手数料は経済情勢その他の事情の変動によりこれを改定できるものとします。
4. 一旦お支払いいただいた利用料、手数料は理由の如何にかかわらず返却いたしません。

#### **第 26 条 (サービス内容の変更)**

当社はおお客様に事前の通知をすることなく、提供するサービス内容を変更することがあります。

#### **第 27 条 (サービス利用の解除)**

当社は次に掲げるいずれかに該当する場合は、催告することなくお客様の本サービス利用を解除します。

- ① お客様が当社所定の手続きにより、利用中止の申出をされた場合
- ② お客様が本規程、その他法令等に違反した場合
- ③ お客様から支払期日までに利用料金が支払われない場合
- ④ やむを得ない事由により、当社が中止を申出た場合

2. 本サービス利用の解除の場合、当社は保護預りしている株券等をお客様にすみやかに返還するものとします。返還の方法は、第 14 条 2 項および第 15 条 2 項に定める方法によるものとします。

3. 本サービス利用の解除の場合、法令等および当社所定の手続きにしたがって、お取引口座を抹消します。

#### **第 28 条 (サービス利用の制限)**

お客様が本サービスのご利用によって受ける情報は、お客様自身が行う投資の資料としてのみ使用し、以下の目的ではご利用できません。

- ① 営利目的での利用
- ② 情報の加工および再利用
- ③ お客様のログインパスワード・取引パスワード等を第三者に開示し、またその利用に供する行為
- ④ お客様以外の第三者との共同利用

2. お客様の本サービスでの情報利用が、通常の取引の範囲を超えると当社が判断した場

合、本サービスのご利用を制限することがあります。

#### **第 29 条 (サービス利用の禁止)**

当社は、お客様が本サービスをご利用いただくことが不相当と判断した場合には、本サービスの利用をお断りすることがあります。

#### **第 30 条 (準拠法、合意管轄)**

本契約に関する準拠法は日本国法とします。

2. 本サービスを利用しての取引注文等において、本規程および本規程にない事項について疑義が生じた場合には、お客様と当社は、誠意を持って協議し解決するものとします。また、やむを得ず、本サービスにおいて訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第 31 条 (変更)**

本規程は、法令等の変更、監督官庁の指示その他必要を生じたときは、改定されることがあります。

2. 当社は、本規程の変更の際はすみやかにその内容を当社ホームページ上で開示するものとします。また、重要な改定については書面をもってお客様に通知することもできるものとします。

以 上

(平成 14 年 5 月)

(平成 17 年 9 月改定)

(平成 19 年 5 月改定)

(平成 19 年 9 月改定)

(平成 20 年 12 月改定)